報告５号

議案第２４号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和８年２月２５日

提出者　長野市長　　荻　　原　　健　　司

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成27年長野市条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表の２長野市活力ある学校づくり検討委員会の項を次のように改める。

長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	１年

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第２４号

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例~~（案）~~
要綱

教育委員会事務局学校教育課

<table>
<tr><td>事　　項</td><td>説　　明</td></tr>
<tr><td>１　改正の理由</td><td>長野市活力ある学校づくり検討委員会を廃止すること及び長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会を新たに設置することに伴い、改正するもの</td></tr>
<tr><td>２　改正の内容</td><td>(1) 教育委員会の附属機関から長野市活力ある学校づくり検討委員会を除く。
(2) 教育委員会の附属機関に次に掲げる委員会を加える。
<table>
<tr><th>名称</th><th>担任する事務</th><th>委員の定数</th><th>委員の任期</th></tr>
<tr><td>長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会</td><td>教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。</td><td>10人以内</td><td>１年</td></tr>
</table>
（以上別表関係）</td></tr>
<tr><td>３　施行期日</td><td>令和８年４月１日から施行する。</td></tr>
<tr><td>４　審議状況</td><td>(1) 法規審査委員会の決定　　２月　３日
(2) 庁　議　の　決　定　　２月　９日</td></tr>
</table>

長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例　新旧対照表

改正後

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年３月27日長野市条例第３号

別表（第２条関係）

１　略

２　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身に障害があること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育的支援に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	２年
長野市立長野中学校・長野高等学校改革検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立長野中学校・長野高等学校における時代の変化に対応した魅力ある学校づくりに関する事項について調査及び審議すること。	10人以内	１年
長野市立図書館基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立図書館基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	８人以内	１年

３　略

改正前

○長野市執行機関の附属機関の設置等に関する条例

平成27年３月27日長野市条例第３号

別表（第２条関係）

１　略

２　教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
長野市教育支援委員会	教育委員会の諮問に応じ、心身に障害があること等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の適切な教育的支援に関する事項について調査及び審議すること。	15人以内	２年
長野市活力ある学校づくり検討委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び中学校における少子化に対応した新たな学校づくりの在り方並びに学校の規模、配置及び通学区域に関する事項について調査及び審議すること。	12人以内	２年
長野市立図書館基本計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、長野市立図書館基本計画の策定に関する事項について調査及び審議すること。	８人以内	１年

３　略